

■議案第2号 四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について

【要旨】

黒石第1団地の1戸の解体に伴い、単独住宅としての管理が不要となりましたので、行政財産より普通財産（宅地のみ）へ用途変更するため、改正を行うものです。

【改正の内容】

解体した黒石第1団地の1戸について、今後も建築の予定がないため、単独住宅として管理すべきものを規定している別表より削除するものです。

【新旧対象表】

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
名称	建設年度	構造	床面積 ／一戸 当	設置場所	名称	建設年度	構造	床面積 ／一戸 当	設置場所
（略）					（略）				
江 師 第 2 団地	昭和30年	木造平屋 建	52㎡	四万十町江 師532番地	江 師 第 2 団地	昭和30年	木造平屋 建	52㎡	四万十町江師 532番地
（略）					黒 石 第 1 団地	昭和31年	木造平屋 建	32㎡	四万十町黒石 520番地1
					（略）				